

## ひょうご多文化共生社会推進懇話会開催要綱

## (目的)

第1条 本県の多文化共生施策について、社会経済情勢の変化に対応した中長期的な取組方策等の検討にあたって、有識者等の意見を聴取するため、ひょうご多文化共生社会推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

## (検討事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 多文化共生施策の取組成果に関すること。
- (2) 多文化共生社会の推進に係る基本的方向の検討に関すること。
- (3) 多文化共生社会を実現するための方策の検討に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前3号に定める目的を達成するために必要な事項。

## (構成員及び座長)

第3条 懇話会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 懇話会の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。

## (運営)

第4条 懇話会の開催に係る構成員の招集は、国際監が行う。

- 2 構成員は、事故その他のやむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、あらかじめ国際監の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 国際監は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (懇話会の公開)

第5条 懇話会は公開とする。ただし、懇話会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。

- 2 懇話会の傍聴者に関して必要な事項は別に定める。

## (議事録)

第6条 懇話会を開いたときは、議事録を作成する。

- 2 議事録及び懇話会資料は、原則として公開する。なお、公開にあたっては個人情報の保護に留意するとともに、前条のただし書きに該当する事項は除く。

## (謝金・旅費)

第7条 構成員及び構成員の代理人が懇話会に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。

- 2 謝金の支給については、別に定める。
- 3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

## (この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う